

自然公園の保護・利用とトイレ整備の方向

かわもと あきとし
河本 晃利 環境省自然環境局国立公園課 課長補佐

1. 自然公園の管理

自然公園とは、法的には国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園のことをいい、3種あわせれば全国で391ヶ所、国土の14%あまりが指定されている。概して自然性が高く貴重な動植物が生息・生育している印象を持たれがちだが、例えば植生自然度で国立公園の分類をしてみると、知床国立公園では自然度10・9の割合が100%に近く、雲仙天草国立公園では10%に満たない。また、中部山岳国立公園や南アルプス国立公園のように専ら山岳地域を指定している公園もあれば、陸中海岸国立公園など海岸域主体の公園、富士箱根伊豆国立公園など海岸域から高山帯まで含む公園もあり、各公園の持つ特性は多種多様である。

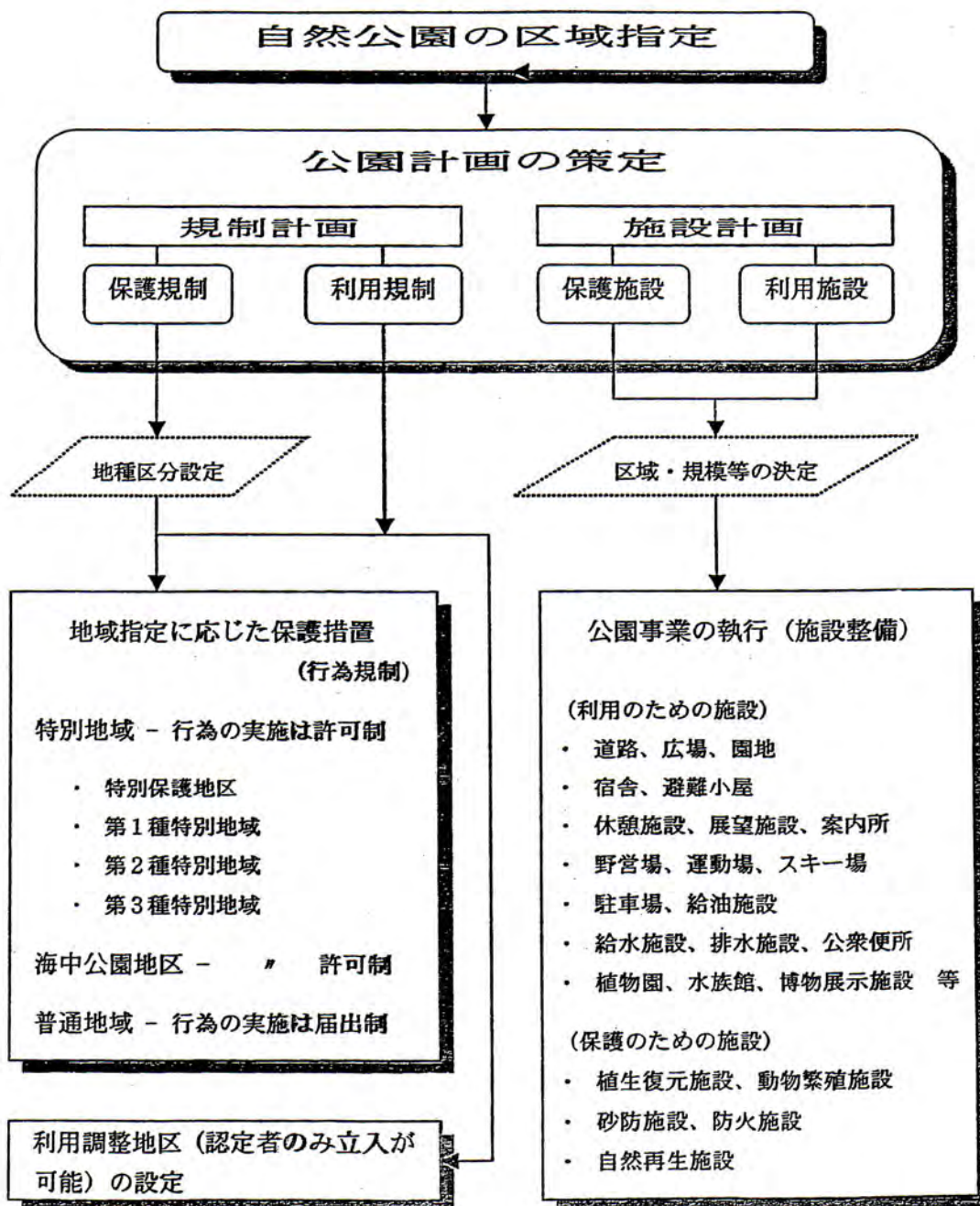
自然公園の目的は自然風景地の保護とその利用におかれている。その風景保護のためには動植物の保護も重要であることから、自然公園の管理・運営にあたっては、景観と生物多様性の確保を図りつつ、利用の快適性を追求することが命題となる。これを計画的に進めるため、各公園には保護と利用に関する公園計画が定められ、これに沿った行為規制（地種区分に応じた許可・届出制度）や公園事業の執行（施設整備）を行う仕組みが制度化されている（次頁）。このほか、自然環境等に関する普及啓発、調査研究等も併せて実施することで公園は管理されている。

では、公園計画に沿って国立公園内の山岳地に公衆トイレを整備する場合、公園管理の立場ではどのような観点から検討していくことになるのか。

第一は風致・自然環境の保全の観点で、建物の設置に伴って生じる周辺景観の変化、整備に伴う土地の改変行為が動植物の生息・生育に及ぼす影響のほか、トイレの利用によって生じる登山者の滞留で裸地化等の可能性はないか、周辺地域や下流域の水質に影響が及ばないか、そのためには当該地の諸条件からどのような処理方法が適切かなどを確認する。第二は利用性の観点で、登山者の流れや利用者数からみた規模、位置や構造による使い勝手、トイレ設置による利用動線の変化の可能性、供給可能な水量や臭気の可能性等からみたトイレを利用する人々の快適性などをチェックする。第三はこれらに付随する事項であるが、関連する法規制等の状況、維持管理の確実性、運用に係る責任体制等を考慮する。

以上のような事項を総合的に検討し、整備のあり方を判断するわけだが、せっかく整備したトイレが使えなくなるようでは山岳地の自然景観や自然環境を改変するだけの意味がないため、判断にあたってはみるべきポイントが多くなったり、それに必要なデータや状況調査結果を多数要することもある。検討の結果、当初計画した整備場所や規模の変更が必要と判断する場合もある。

自然公園制度の仕組み



2. 自然公園におけるトイレ整備の流れ

自然公園の公共施設の整備は昭和 22 年に開始された。この年の整備予算はわずかに 119 万円だったが、平成 15 年度の関連施設も含めた施設整備・維持管理予算は 143 億円にのぼっている。この間、整備の技術は供用後の運用状況や維持管理の難易を踏まえて工夫が加えられ、自然公園の特徴にあわせた様々な整備手法が蓄積された。昭和 62 年には「自然公園等施設整備技術指針」が歩道、野営場、避難小屋等の施設ごとの留意事項を整理して取りまとめられた。この中には、公衆トイレに関する基本方針や事前の調査事項、計画や設計にあたっての配慮事項なども簡潔に整理されている。ちなみにここでは、「山岳地においては一般的に電力供給や給水事情が悪く、また、水温や気温が低いため、浄化槽の設置や維持管理が困難である場合が多いのでくみ取り便所を検討する」と記述されている。

この技術指針は平成 13 年に改訂され（試行版）、自然公園等施設全体に係る計画・設計の基本方針として以下の 8 項目を挙げている。公衆トイレの各論部分には特記すべき記述はないが、整備にあたってはこの考え方を踏まえて地域に応じた工夫を加え、その場所にふさわしいトイレ整備を行うこととしている。

- (1) 計画目的に適合した位置、規模、施設内容とし、安全で快適な施設とすること。
- (2) 自然とのふれあいを推進すること。
- (3) 自然環境、景観、生物多様性の確保に配慮するとともに自然環境に悪影響を及ぼさないこと。
- (4) 自然環境、景観と調和した構造、材料、意匠とすること。
- (5) 自然環境の復元や創造に寄与すること。
- (6) 社会的弱者等の利用に配慮したものであること。
- (7) 地球環境保全への寄与及びコスト縮減を考慮したものであること。
- (8) 完成供用後の維持管理を考慮したものであること。

公衆トイレに絞って平成に入ってから主な経緯を述べる。環境省では、平成 3 年度から自然公園内公衆トイレ緊急再整備事業を実施した。これは、昭和 63 年度までに整備された国立・国定公園の公衆トイレ 2,359 ヶ所のうち全面改築が必要なもの 857、水洗化などし尿処理方法の改善 106 の計 963 ヶ所について、順次、国直轄あるいは都道府県や市町村への補助により再整備を行ったものである。ただ、維持管理のしやすい地域の方が手掛けやすかったためか、山岳地のトイレにはあまり手が回らなかったことは否めない。なお、この事業の基本となる整備・維持管理手法は、平成 3 年度に「自然公園施設（公衆トイレ）の整備及び維持管理マニュアル集」として取りまとめている。

山岳地については、近年の中高年齢層の登山ブームを背景に日本百名山などに登山者が集中し、登山道の荒廃や浸食を招く等の支障が生じている事例が多くみられることから、「利用集中特定山岳地域登山歩道整備事業」を平成 13 年度から開始した。この事業の一環として歩道の付帯施設となる山岳トイレを整備している。また、必ずしも山岳地ばかりではないが、全国に展開している長距離自然歩道の整備の中でもトイレが整備されている

(いずれも地方自治体への補助事業)。

自然公園では国や地方自治体だけが公衆トイレを整備しているわけではない。特に課題が多い山岳地では、民間の山小屋経営者が単独で先駆的な環境配慮を伴うトイレを整備したり、民間自然保護団体による実証実験、し尿処理関連業者による工夫も進められている。登山者の増加や富士山のトイレ問題が新聞等で報じられ、山岳関連シンポジウムも多く開かれるようになり、山岳地にあるトイレへの関心も高まった。こうした動きも背景とし、環境省では平成 11 年度の補正予算で「山岳環境浄化・安全対策事業費補助」という制度を創設した。民間あるいは地方自治体が経営している山小屋のし尿処理施設整備に対して国が事業費の 2 分の 1 以内を補助するもので、山小屋が通過者の公衆トイレ、登山者の避難・医療体制確保など公益的な機能を発揮していることを考慮してできた制度である。県や市町村が併せて補助をするところもあり、平成 11～15 年度の 5 年間で計 57 ヶ所の山小屋がこの制度を活用した。事業費の総額は 22 億 3 千万円を超えている(補助総額は約 9 億 5800 万円)が、全国には営業しているものだけでも全国に 400 を超える山小屋があると言われており、制度の活用の余地はまだ大きいものと思われる。

3. 課題と今後の展開

山岳トイレの改善に向けた課題は多いが、ここではポイントを 3 点だけ挙げておく。

(1) 整備対象地域の展開のあり方

上述のとおり、公共施設整備、山小屋への整備費補助の両面から山岳トイレの質の向上に努めているところではあるが、公共事業や補助金行政への風当たりが強い中、全国くまなく十分に整備できる保証はない。現在は利用者数の多いところ、自然環境の保全・水質悪化防止が急がれるところを優先的に整備すべきと考えているが、主要ルートや登山口に整備箇所を重点化するなど国内全体を見渡して長期的・短期的な事業展開のあり方を検討する必要がある。

(2) 登山者のマナー向上

最新の山岳トイレのし尿処理技術をもってしても対処しきれないのは、利用者の投げ込むごみ類による故障であろう。トイレやごみ関係で登山者のマナーを嘆く声は昔からよく聞く。しかし、富士山の登山道沿いのごみが大幅に減少したように、社会通念の変化や地道な普及啓発活動によってマナーの改善は可能である。劇的な効果を有する手段を見出すのは簡単ではないが、マナー向上に向けた努力は続けていく必要がある。

また、近年、携帯トイレの話題をよく耳にするようになった。登山の一般的なマナーとしてこれが定着すれば、山岳トイレ問題は大きく前進するはずである。

(3) 良好な技術の普及

山岳地の電気や水がない悪条件下で確実にし尿処理を行う技術は、民間業者や民間自然保護団体の尽力によって多種類のものが開発・提案されており、有効な技術は積極的に普及していくことが望まれる。信頼性のある第三者機関がそれを客観的に実証し、情報を公

開していく仕組みがあれば、良好な技術の普及を促進できることから、環境省では今年度「環境技術実証モデル事業」の一つに山岳トイレし尿処理技術を選び、富山県を実証機関として事業を開始したところである。これを契機として、山小屋等に山岳地及び流域の環境保全に資する適正なトイレ・し尿処理施設が広く定着していくことを期待している。

4. おわりに

5年に1度行われる「自然の保護と利用に関する世論調査」(内閣府)によると、自然に関心を持つようになった理由として、「登山やハイキング、キャンプなどをしてから」を挙げる人が徐々に増えている。一方で自然の多い所へ出かけて不満を持った人が挙げた理由には、「公衆トイレなどが十分に整備されていなかった」「公衆トイレや休憩施設、水飲み場などが汚れていた」が13の選択肢中、2位と3位にランクされている(平成13年調査)。自然公園内に整備して欲しい施設には、毎回半数以上の人公衆トイレを挙げ、登山道や標識など他の施設を大きく引き離している。これらの意向がすべて山岳地域を指しているわけではないと思うが、自然公園のイメージの向上ひいては自然環境への親しみを一層持ってもらうためにも、快適な公衆トイレの整備を進めていくことは極めて重要な施策といえる。今回のシンポジウムを含め、機会を捉えていろいろな立場で活動しておられる方々から情報をいただき、今後の施策推進に生かしていきたいと考えている。

(注；許可を得て「第5回全国山岳トイレシンポジウム資料集」2003.11.19日本トイレ協会 より転載)